

門真市工場立地法に基づく準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(対象区域)

第3条 法第4条の2第1項の他の準則によることとすることが適切であると認められる区域（以下「対象区域」という。）は、次に掲げる区域とする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の準工業地域（以下「準工業地域」という。）の区域
- (2) 都市計画法第8条第1項第1号の工業地域（以下「工業地域」という。）の区域
(緑地の面積の敷地面積に対する割合)

第4条 対象区域における緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）は、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。ただし、工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び同令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地の面積に算入することができない。

- (1) 準工業地域の区域 100分の10以上の割合
- (2) 工業地域の区域 100分の5以上の割合
(環境施設的面積の敷地面積に対する割合)

第5条 対象区域における環境施設的面積の敷地面積に対する割合は、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 準工業地域の区域 100分の15以上の割合
- (2) 工業地域の区域 100分の10以上の割合

(市内緑化協力活動指針)

第6条 市長は、緑地及び環境施設の割合を緩和すると同時に、周辺地域における緑化の推進を図るため、市内緑化協力活動指針を策定するものとする。

2 市長は、法第6条第1項本文の規定による届出又は法第8条第1項の規定による変更の届出をしようとする者に対し、市内緑化協力活動指針に基づき、地域の環境の向上に資するよう協力を依頼するものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和49年6月28日以前に設置され、又は設置のための工事が行われている特定工場において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。）が行われるときは、第4条の規定に適合する緑地の面積及び第5条の規定に適合する環境施設の面積の算定については、それぞれ工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号）備考第1項第2号及び第3号並びに第3項の規定を準用する。この場合において、次の表の第1欄に掲げる同告示の規定中同表の第2欄に掲げる字句は、準工業地域の区域にあつては同表の第3欄に掲げる字句に、工業地域の区域にあつては同表の第4欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

備考第1項第2号	0.2	0.1	0.05
備考第1項第3号	0.25	0.15	0.1
備考第3項第1号	0.2	0.1	0.05
備考第3項第2号	0.25	0.15	0.1